

平成28年11月29日

1. 出席議員

議長 杉原豊喜  
1番 豊村貴司  
3番 朝長 勇  
6番 松尾陽輔  
8番 石丸 定  
10番 上田雄一  
12番 古川盛義  
15番 末藤正幸  
17番 吉原武藤  
19番 川原千秋  
21番 松尾初秋  
24番 谷口攝久

副議長 吉川里己  
2番 猪村利恵子  
4番 山口 等  
7番 池田大生  
9番 石橋敏伸  
11番 山口裕子  
14番 山崎鉄好  
16番 宮本栄八  
18番 山口昌宏  
20番 牟田勝浩  
23番 江原一雄

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 友廣秀敏  
議事係 長 吉永和彦  
議事係 員 杉原啓仁



---

議 事 日 程

第 1 号

11月29日（火）10時開議

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 市長の提案事項に関する説明
- 日程第4 第76号議案 武雄市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
- 日程第5 第77号議案 武雄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例  
及び武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例 (質疑・所管常任委員会付託  
省略・討論・採決)
- 日程第6 第78号議案 平成28年度武雄市一般会計補正予算 (第8回) (質疑・所  
管常任委員会付託省略・討論・採決)
- 日程第7 第79号議案 平成28年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算 (第2  
回) (質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
- 日程第8 第80号議案 平成28年度武雄市下水道事業特別会計補正予算 (第2回)  
(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
- 日程第9 第81号議案 平成28年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第  
1回) (質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
- 日程第10 第82号議案 平成28年度武雄市競輪事業特別会計補正予算 (第1回) (質  
疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
- 日程第11 第83号議案 平成28年度武雄市水道事業会計補正予算 (第1回) (質疑・  
所管常任委員会付託省略・討論・採決)
- 日程第12 第84号議案 武雄市名誉市民の選定について (質疑・所管常任委員会付  
託省略・討論・採決)

---

開 会 10 時

○議長 (杉原豊喜君)

皆さんおはようございます。ただいまより平成28年11月武雄市議会臨時会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

市長から提出されました第76号議案から第84号議案までの9議案を一括上程いたします。

## 日程第1 会期の決定

日程第1. 会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期等に関し議会運営委員会に諮問をいたしておりましたので、議会運営委員長の答申を求めます。松尾初秋議会運営委員長

### ○議会運営委員長（松尾初秋君）〔登壇〕

おはようございます。平成28年11月武雄市議会臨時会の招集に基づきまして、議長から諮問がありましたので、本日、議会運営委員会を開催し、協議しました結果について御報告を申し上げます。

議長から諮問がありました事項は、第1. 付議事件について、第2. 付議事件の委員会付託の要否について、第3. 会期及び会期日程について、以上3項目でございます。

本臨時会において審議すべき議案等は、ただいま議長から上程になりました条例議案2件、予算議案6件、人事案件1件、計9件の議案でございます。

以上の件につきまして協議しました結果、いずれの議案も所管の常任委員会付託を省略し、即決して差し支えない旨意見の一致を見ました。

また、会期は本日29日の1日間が適当である旨決定をいたしました。

答申は以上でございます。

### ○議長（杉原豊喜君）

お諮りいたします。会期の決定につきましては、ただいまの議会運営委員長の答申のとおり、本日29日の1日間と決定いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日29日の1日間と決定いたしました。

## 日程第2 会議録署名議員の指名

日程第2. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、武雄市議会会議規則第88条の規定により、12番古川議員、16番宮本議員、19番川原議員の以上3名を指名いたします。

## 日程第3 市長の提案事項に関する説明

日程第3. 市長の提案事項に関する説明を求めます。小松市長

### ○小松市長〔登壇〕

おはようございます。平成28年11月武雄市議会臨時会の開会に当たり提案いたしました議案について、その概要を御説明申し上げます。

まず、条例議案について御説明いたします。武雄市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、国家公務員及び佐賀県職員の給与改定に鑑み、一般職の職員の給与を改定するものであります。

また、武雄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、国家公務員の給与改定に準じ、市議会議員及び常勤の特別職の期末手当の支給率を改正するものであります。

次に、補正予算議案につきましては、一般会計補正予算、特別会計補正予算4件及び公営企業会計補正予算1件を提案いたしております。いずれも給与条例の改正に伴う人件費の補正及びその他決算見込みによる調整をお願いするものであります。

最後に、人事案件として武雄市名誉市民の選定についてを提案いたしております。先日文化勲章を受章されました武雄市出身の中野三敏氏を武雄市名誉市民として選定したく、議会の同意を求めるものです。

詳細につきましては、議案審議の際、それぞれ説明させていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（杉原豊喜君）

これより審議を開始いたします。

#### 日程第4・第5 第76号議案・第77号議案

日程第4. 第76号議案 武雄市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例及び日程第5. 第77号議案 武雄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。北川総務部長

#### ○北川総務部長〔登壇〕

おはようございます。第76号議案 武雄市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例及び第77号議案 武雄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、一括して補足説明を申し上げます。

まず、第76号議案、議案書1ページでございますが、一般職と再任用職員及び任期付職員の給与に関し一部改正をお願いしております。

内容といたしましては、一般職の月例給を0.065%引き下げるとした佐賀県の基準にあわせ、給料を減額改定しております。

勤勉手当については、一般職の支給率を0.1月分、再任用職員の支給率を0.05月分、任期付職員の期末手当の支給率についても0.1月分を増額し、あわせて29年度からは6月と12月のそれぞれの手当が等分になるように改正するものでございます。

扶養手当につきましては、配偶者にかかる手当額を他の扶養親族にかかる手当と同額の6,500円まで減額し、子にかかる手当額を1万円まで引き上げるとするものでございます。この手当は、段階的に改定を行うよう1年間の経過措置を設けております。

第 77 号議案、議案書 11 ページでございますが、武雄市議会議員の皆様方の期末手当、市長、副市長及び教育長の期末手当の改定をお願いしております。

具体的には、国の特別職に準じて期末手当の支給率を年 0.1 月分増額し、29 年度からは 6 月と 12 月の期末手当に 0.05 月分ずつ振り分けさせていただく内容になっておるところでございます。

いずれも人事院勧告により、国家公務員及び佐賀県職員の給与改定がなされておりますので、これまで同様、これに準じた改正を提案させていただいているところでございます。

以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（杉原豊喜君）**

第 76 号議案及び第 77 号議案に対する一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。第 76 号議案及び第 77 号議案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

次に、討論、採決を行います。討論、採決については議案ごとに行います。

まず、第 76 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 76 号議案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 76 号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第 77 号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 77 号議案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 77 号議案は原案のとおり可決されました。

**日程第 6～第 11 第 78 号議案～第 83 号議案**

日程第 6. 第 78 号議案 平成 28 年度武雄市一般会計補正予算（第 8 回）から日程第 11. 第 83 号議案 平成 28 年度武雄市水道事業会計補正予算（第 1 回）についてまでの 6 議案を

一括議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。平川企画財政部長

#### ○平川企画財政部長〔登壇〕

おはようございます。第 78 号議案 平成 28 年度武雄市一般会計補正予算（第 8 回）から第 83 号議案 平成 28 年度武雄市水道事業会計補正予算（第 1 回）について一括して御説明申し上げます。

まず、第 78 号議案 一般会計補正予算（第 8 回）は、給与等の改定に伴う人件費の増額補正と当初予算編成以降の職員の異動及び年度末までの所要額の見込みに伴います人件費の減額補正でありまして、全体といたしましては減額の補正をお願いするものでございます。

第 79 号議案から第 82 号議案の 4 つの特別会計の補正予算及び第 83 号議案の武雄市水道事業会計補正予算（第 1 回）でございますが、いずれも一般会計同様、給与改定及び当初予算編成以降の職員の異動等に伴います人件費の補正をお願いしているところでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（杉原豊喜君）

第 78 号議案から第 83 号議案の 6 議案に対する一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。第 78 号議案から第 83 号議案までの 6 議案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

次に、討論、採決を行います。討論、採決については議案ごとに行います。

まず、第 78 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 78 号議案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 78 号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第 79 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 79 号議案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ござい

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 79 号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第 80 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 80 号議案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 80 号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第 81 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 81 号議案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 81 号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第 82 号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 82 号議案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 82 号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第 83 号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 83 号議案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 83 号議案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第 12 第 84 号議案

日程第 12. 第 84 号議案 武雄市名誉市民の選定についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。小松市長



## ○小松市長〔登壇〕

第 84 号議案 武雄市名誉市民の選定について補足説明を申し上げます。議案資料の 1 ページをごらんください。

武雄市名誉市民の選定につきましては、武雄市名誉市民条例第 4 条の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

武雄市出身で、初代武雄市長の中野敏雄氏の御子息であられる中野三敏氏が、平成 28 年度文化勲章を受章されました。文化勲章は、科学技術や芸術などの文化の発展向上に目覚ましい功績のある者に授与される日本の勲章であります。中野氏は日本近世文学の分野において、近世中期の文化・文学・人物研究に力を注ぎ、それまで前期から後期への単なる過渡期で文化的谷間とされていた近世中期こそが、江戸文化の開花期であったことを明らかにするなどすぐれた業績を挙げ、斯学の発展に貢献されていらっしゃいます。

平成 22 年には、母校の武雄中学校における先輩に学ぶ講演会の中で、後輩たちに江戸の文化から他人を思いやることの大切さについて講演いただきました。

また、先日 11 月 7 日、中野三敏氏に対する武雄市名誉市民の選定について、武雄市名誉市民選考委員会へ諮問を行い、認める旨の答申を受けております。

中野氏の功績は、当市の出身者として日本に誇る偉大な貢献をなし、市民の文化興隆に対する意欲をさらに高揚させるものであって、郷土の誇りとするものであります。

このため、武雄市名誉市民に選定し、その称号を贈り顕彰いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

## ○議長（杉原豊喜君）

第 84 号議案に対する質疑を開始いたします。18 番山口昌宏議員

## ○18 番（山口昌宏君）〔登壇〕

選考委員会で慎重審議をされたということでございますけれども、慎重審議をされた内容をお聞かせ願えますか。

## ○議長（杉原豊喜君）

北川総務部長

## ○北川総務部長〔登壇〕

この名誉市民選考委員会につきましては、メンバー的には副議長、それから地域婦人会の会長、それから区長会長、それと副市長を委員長として審議をしたわけでございますが、中野三敏さんの実績、それから武雄市における小学校、中学校でお過ごしでありますので、武雄市に対しても造詣が深かったと。

それから、この前段で文化功労賞を受けられておりますので、それも含めて武雄市民として顕彰するに値するのではないかというふうなことで認定をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより採決いたします。

第 84 号議案 武雄市名誉市民の選定について同意を求める件については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 84 号議案、すなわち中野三敏氏を武雄市名誉市民に選定することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

以上で本臨時会の日程をすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成 28 年 11 月武雄市議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会 10時16分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

武雄市議会 議 長 杉 原 豊 喜

〃 副議長 吉 川 里 己

〃 議 員 古 川 盛 義

〃 議 員 宮 本 栄 八

〃 議 員 川 原 千 秋

会 議 録 調 製 者 友 廣 秀 敏